

News Release



2023 年 3 月 31 日
株式会社エイチワン

エイチワングループ人権方針の策定について

株式会社エイチワン(以下、当社)は、「エイチワングループ人権方針」を 2023 年 3 月 31 日付で策定しましたのでお知らせいたします。

本方針は、人権に対する社会的な意識の高まりと企業の社会的責任を踏まえ、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて定めたものです。当社は、本方針をもとに、人権尊重の取組みをグループ全体でより強力に推進し、社会的責務を果たしてまいります。

詳細な方針の内容については、本お知らせ別紙または当社ウェブサイトをご参照ください。

「エイチワングループ人権方針」

https://www.h1-co.jp/sustainability/basic_policy/human_rights.html

■本件に関するお問い合わせ先

株式会社エイチワン 管理本部

サステナビリティ推進部 [担当：坂井/村上/長江]

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-5

電話：048-643-0010 (代表)

E-mail : esg-jimukyoku@h1-co.jp または homepage@h1-co.jp

※このニュースリリース記載の情報は、発表日現在の情報です。予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承下さい。

以上

エイチワングループ人権方針

株式会社エイチワン およびその子会社から構成されるエイチワングループ（以下エイチワンという）は、「世界の多くの人たちから大きな期待を持たれる会社にしよう、そしてその期待に応えられる会社へと、社会とともに発展していこう」という信念のもと、自らの持つ技術・アイディアで人の役に立つ、より良い社会の創造をめざし、様々な価値の提供に取り組み続けています。エイチワンはフィロソフィーに掲げる「人間尊重」のもと、グローバルで事業を行う企業グループとして、事業活動を通じて直接または間接的に影響を受ける人々の人権を尊重する責任を果たすために、エイチワングループ人権方針（以下、本方針という）を定め、常に国際社会と協調した経営や行動に努めます。

I. 人権尊重に対するコミットメント

エイチワンは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく人権デューディリジェンスを実施し、人権尊重の取り組みを進めることを宣言します。

エイチワンは、上記のコミットメントを実現していくために、国際人権章典（「世界人権宣言」、並びにこれを条約化した主要文書である「市民的および政治的権利に関する国際規約」および「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」）、労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関（ILO）宣言、OECD 多国籍企業行動指針に定められた人権を尊重します。エイチワンは、事業活動を行う国・地域の法令を遵守します。各国・地域の法令やその執行によって国際的な人権が適切に保障されていない場合には、国際的な人権原則を最大限に尊重するための方法を追求します。これらの行動を通じて、上記の人権の原則を尊重します。

II. 適用範囲

エイチワンは、本方針をエイチワンの全ての役員と従業員に適用します。また、事業を通じて影響を及ぼす可能性のあるバリューチェーン上の全てのビジネスパートナーに対しても、本方針の内容を理解、支持していただくことを期待するとともに、本方針が尊重されるよう積極的に働きかけます。

III. 重要と考える人権課題

エイチワンは、全ての事業活動のプロセスの中で重点的に取り組むべき人権課題を以下の通り特定し、適切な手続きを通じて対処していきます。

1. 多様性の尊重・受容、差別・ハラスメントの禁止

エイチワンは、全ての人が平等であるという原則に基づき、ダイバーシティ&インクルージョンを尊重し、人種、民族、出身地、国籍、宗教、性別、性自認および性的指向、年齢、障がいの有無などを理由としたあらゆる差別を認めません。

また、身体的・精神的苦痛を与える、あらゆる形態の非人道的なハラスメント行為を認めません。

2. 安心・安全で働く労働環境の提供

エイチワンは、各職場で働く人々が健康な心と身体で、自己の能力を最大限に発揮できるよう、安全で健康的な労働環境の形成に努めます。

3. 強制労働と児童労働の禁止

エイチワンは、奴隸労働や人身売買を含めたあらゆる形態の強制労働や児童労働を認めません。

4. 地域の安全・環境衛生の保全

エイチワンは、地域住民が安心・安全のもとで、健康で快適な環境を享受できるように、事業活動を通じて努めます。

IV. ガバナンス

エイチワンは、グローバルで人権尊重責任を遂行する体制を構築します。バリューチェーンを俯瞰した責任体制としては、社長から事業運営における権限を移譲された関係本部長・室長がそれぞれ責任を持って人権尊重への対応を推進するとともに、人権尊重へのコミットメントを果たす上で重要な事項については、必要に応じて取締役会に報告します。

V. 人権デューディリジェンス

エイチワンは、人権尊重責任を果たすために、本方針に基づき、IIIで挙げた人権課題を含め、人権デューディリジェンスを実行し、実際に生じている負の影響や潜在的な負の影響を特定し、それらを防止、軽減します。エイチワンの取り組みに優先順位をつける必要がある場合は、エイチワンの事業に関わるステークホルダーにとって最も深刻な負の影響の対処を最優先します。

VI. 救済と是正

エイチワンは、人権への負の影響を引き起こした、もしくは助長したことが明らかになった場合、その是正に取り組むとともに、適切な救済を可能とする実効的な苦情処理メカニズムの確立を目指し取組みを進めていきます。エイチワンの事業活動および製品・サービスが、関係者を通じて、人権に対する負の影響に直接関連したことが明らかになった場合、関係者への働きかけを通じて救済に努めます。

VII. ステークホルダーとの対話や協議

エイチワンは、お取引先（お客様、サプライヤーを含む）、株主、投資家、地域社会の皆様をはじめ、エイチワンの事業活動によって人権侵害を受ける可能性のあるステークホルダーの皆様との対話や協議を通じることにより、本方針の一連の取組みを進化させていきます。

VIII. 周知浸透 / 教育

エイチワンは、本方針をエイチワンの全ての役員・従業員に浸透するように適切な教育や研修に取り組むとともに、事業を通じて影響を及ぼす可能性のあるバリューチェーン上の全てのビジネスパートナーに対しても本方針の理解を得るための活動を進めています。

IX. 情報開示

エイチワンは、人権尊重の取組みについて、ホームページ等を通じて定期的に情報を開示します。

X. 人権方針の策定プロセスと見直し

本方針は、取締役会にて決議、承認されています。社会動向や事業環境に応じて変化する人権課題に対応できるよう、定期的に方針内容を見直し、改定を行います。

2023年3月31日
株式会社エイチワン
代表取締役社長執行役員

全田 敏